

自動車NO_x・PM法に基づく自動車排出ガス試験の案内

平成24年4月改定
(公財)東京都環境公社
東京都環境科学研究所

(公財)東京都環境公社東京都環境科学研究所(以下「研究所」)は、自動車排出ガス試験の公的な試験機関として、東京都から委託を受けて、「自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)及び粒子状物質(PM)の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)」(以下「自動車NO_x・PM法」)第14条の規定による国土交通大臣の命令で定める基準と「東京都自動車排出ガス試験等手数料条例」(以下「条例」)に基づき、自動車排出ガス試験を実施しています。

自動車NO_x・PM法に基づく自動車排出ガス試験の依頼方法等は、次のとおりです。

1 試験を依頼できる方

自動車NO_x・PM法第6条第1項に定める窒素酸化物対策地域及び第8条第1項に定める粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車を所有する方又は使用する予定のある方(以下「依頼者」)

2 排出ガス試験の受託対象となる自動車

- (1) 自動車NO_x・PM法の対象となる普通貨物自動車、大型バス等のディーゼル車
- (2) 車両の規格は、研究所の大型自動車排出ガス計測装置での測定が可能な、別紙の条件に適合するものに限り、車検証等で事前に確認してください。
- (3) 特殊な車両や「アンモニア水を用いたNO_x低減装置」装着車については、試験ができない場合がありますので事前にご相談ください。

3 試験方法

自動車NO_x・PM法施行規則に定めるディーゼル自動車13モードによる試験

4 試験の依頼に必要な書類

- (1) 自動車排出ガス試験依頼書(条例施行規則(以下「規則」)第1号様式)
自動車1台につき、1件の依頼書が必要です。
- (2) 依頼書の添付資料
 - ア 自動車検査証又は抹消登録証明書(写し1通)
 - イ 依頼者が、自動車の所有者と異なるときは委任状(所定様式)
 - ウ 排出ガス低減装置等の概略説明資料(カタログ、パンフレット等)
- (3) 依頼書は5件を限度に随時預かり、試験予定日が確保できた後、その中から受験できる車両の依頼書を順次受け付けます。
- (4) 受付後の試験依頼書の記載内容は、原則として変更できませんので、ご注意ください。

5 試験の受諾の決定

- (1) 試験依頼書の受付後に面談を実施し、試験車両や試験実施日等を確認します。
- (2) 依頼者から、確認書を提出していただきます。提出後は原則として、試験車両の変更、試験実施日の延期及び依頼の取下げはできません。
- (3) 受諾の決定は試験承諾書(規則第2号様式)により通知します。

6 試験手数料の納付

(1) 試験手数料額

1件（自動車1台）につき70万3千円（条例第2条）

(2) 手数料の納付

ア 試験手数料は、研究所からお送りする納付書（納入通知書兼領収証書。以下同じ。）により研究所窓口または指定金融機関に払込んでください。金融機関の場合は、別に払込み手数料が必要です。納付書は、試験承諾書とともに郵送します。

イ 納付書に記載された納付期限までに試験手数料が払込みされない場合は、試験が予定どおりできなくなりますので、ご注意ください。

(3) 手数料の不還付

納付された試験手数料は、災害又は研究所の都合により依頼された試験が実施できなかった場合を除き、還付しません。（条例第5条及び規則第9条）

7 試験車両の搬入・搬出

(1) 試験車両は、依頼者の費用負担と責任において指定する日時に研究所に搬入し、試験終了後、搬出していただきます。

(2) 試験に必要な日数は通常2日間です。

原則として、搬入した翌日に試験を実施し、試験当日終了後に試験車両を返却します。

(3) 試験車両の搬入・搬出に当たっては、指定日時を厳守してください。駐車場スペースに余裕がありませんのでご協力をお願いします。

(4) 事前の連絡が無く、指定日時に試験車両が搬入されない場合は、原則として試験は中止となります。なお、試験手数料は還付されませんのでご注意ください。

(5) 試験車両を搬入・搬出する際は、東京都環境確保条例第37条の粒子状物質排出基準を遵守してください。

8 試験結果の通知

(1) 試験の結果は、自動車排出ガス試験結果通知書（規則第5号様式）と次の書類でお知らせします。

ア 試験車両が道路運送車両法の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物及び粒子状物質の基準に適合する場合

自動車排出ガス試験結果証明書

イ 試験車両が上記アに適合しない場合

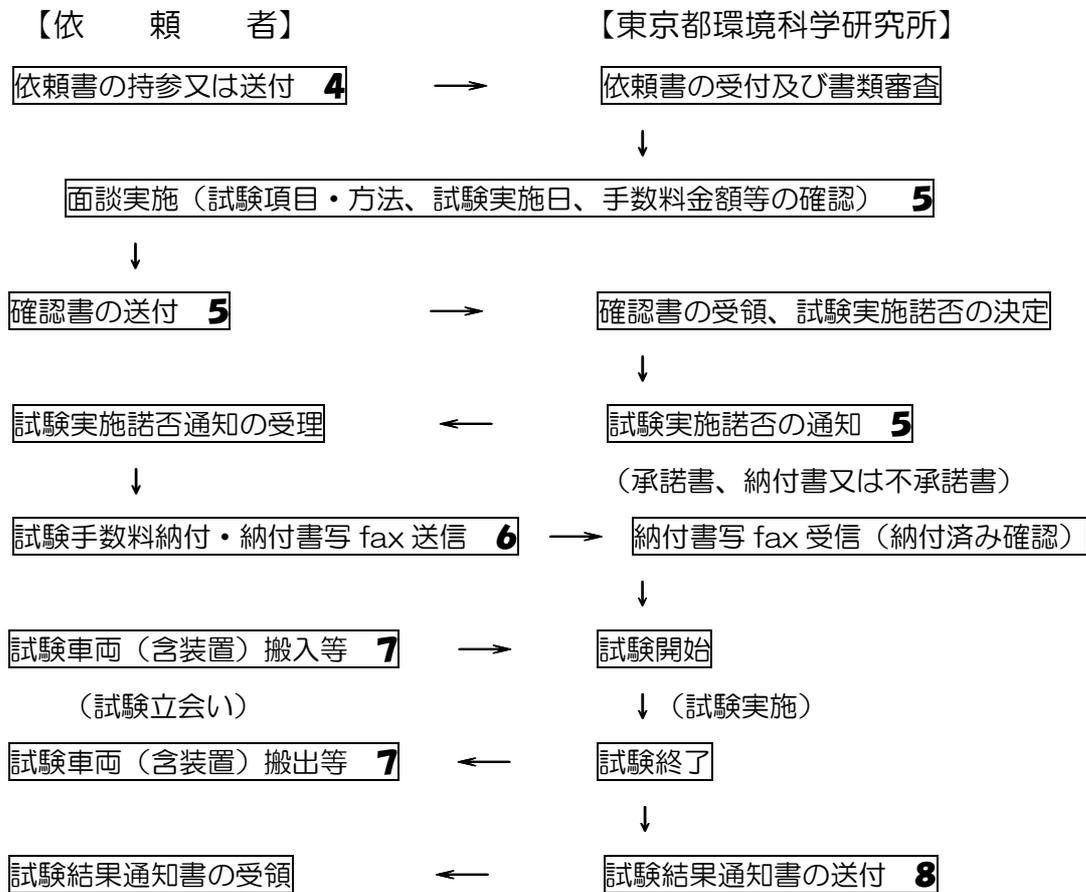
自動車排出ガス試験結果書

(2) 試験の結果について、研究所はデータの解釈は行いません。

《参 考》

●自動車排出ガス試験の流れ

(注) 枠のなかの数字はこの本文に記載のある章の番号を表す。



●自動車排出ガス試験ができる他の公的な試験機関

(財)日本自動車研究所

〒305-0822 茨城県つくば市荻間 2530

電話：029-856-1120、1112

(財)日本車両検査協会自動車試験所

〒203-0042 東京都東久留米市八幡町 1-1-12

電話：042-471-7623

(財)日本自動車輸送技術協会昭島研究室

〒203-0001 東京都昭島市美堀町 4-2-2

電話：042-544-1004

◆ 試験の依頼及び問い合わせ先

(公財)東京都環境公社 東京都環境科学研究所

所在地 〒136-0075 江東区新砂1-7-5

電話：03-3699-1331/FAX：03-3699-1345

試験実施部門 調査研究科自動車環境研究領域

内線391

試験手数料等 研究調整課庶務係

内線217

別 紙

自動車NO_x・PM法に基づく自動車排出ガス試験が可能な自動車

自動車NO_x・PM法に基づく自動車排出ガス試験が可能な自動車は、同法の規制対象となる普通貨物自動車、大型バス等のディーゼル車のうち、研究所の大型自動車排出ガス計測装置での計測が可能な、次の規格に適合する車両です。

適合する車両であるかを、車検証等で事前に確認してください。

特殊な車両や「アンモニア水を用いたNO_x低減装置」装着車については、試験ができない場合がありますので事前にご相談ください。

No.	項 目	規 格	確認
1	車両総重量	3,500 ~20,000kg 後輪2軸車は6,000~25,000kg	
2	車両寸法	全高3,800mm以下	
3	第1軸と駆動輪軸の軸間距離	2,000~6,800mm	
4	後輪2軸の場合の軸間距離	1,200~1,450mm	
5	タイヤトレッド	1,240~2,050mm	
6	タイヤ径	600~1,100mm	
7	タイヤ幅	150~305mm	
8	最高出力	370kW以下	
9	駆動方式	後輪駆動車に限る	
10	エアクリーナーボックス	1つである車両に限る	
11	排気管の位置	車体の下側に配置	
12	排気管開口部の形状	原則として、直管構造でその長さが100mm以上	
13	燃料パイプ	原則として、燃料タンクとの接続部分がラバーホース等で構成され、容易に取り外せること	
14	アイドルリングストップ機能がある場合	機能を解除できること	